

「(仮称) 北九州市成年後見制度利用促進計画(素案)」の修正について

パブリックコメントによる修正

修正1

【意見の概要】 (市民意見 1ページ No. 1)

成年後見制度の目的の中にある、成年後見人、保佐人及び補助人の判断能力による種類の違いについて図式等を用いて説明を入れていただくと、わかりやすいと考える。

【修正内容】

上記意見を踏まえ、資料編に後見人、保佐人、補助人及び任意後見人の類型について説明する表を追加掲載します。

成年後見制度の仕組み

区分	本人の判断能力	援助者	
後見	全くない	後見人	監督人を選任することがあります
保佐	特に不十分	保佐人	
補助	不十分	補助人	
任意後見	本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。		出典 法務省HPより

修正2

【意見の概要】 (市民意見 1ページ No. 2)

北九州市における成年後見制度に関する相談と申立、実際の制度利用の現状をお示しいただくと、現状の理解とこの計画の必要性について理解が得やすいと考えられるため、「みると」や「らいと」「地域包括支援センター」「高齢者障害者相談係」「基幹相談支援センター」が相談を受けている現状(相談数)や申立に関与した数値を資料の中でお示しいただきたい。

【修正内容】

「みると」「地域包括支援センター」においては、平成29年度の「成年後見」に係る相談件数、「基幹相談支援センター」については、権利擁護に関する相談件数について資料編に追加掲載します。

成年後見に係る相談件数について（平成29年度）

団体名	相談件数
みると	159件
地域包括支援センター	1, 916件
基幹相談支援センター	193件

※基幹相談支援センターは、成年後見の相談件数を含む権利擁護全般に関する相談件数

修正3

【意見の概要】（市民意見 2ページ No. 3）

社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業についても「権利擁護」として確立されたものであり、それらの詳細な説明を加えていただきたい。

【修正内容】

社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業の説明は資料編に掲載させていただきます。

【日常生活自立支援事業】

日常的な金銭管理や財産管理について、自己の判断で適切に行うことが困難である高齢者や障害者等に、生活支援員が金銭管理や福祉サービスの手続援助等のサービスを行います。

サービス内容	財産保管サービス 金銭管理サービス 生活支援サービス
利用できる人	日常的な金銭管理や財産管理について、自己の判断で適切に行うことが困難である人うち、次の全てに該当する人 ① 北九州市内に在住していること ② 認知症高齢者や成年である知的障害者、精神障害者 ③ サービス利用の契約締結能力とサービス利用の意思があること ④ 親族等からの日常的な援助が望めないこと
費用(自己負担額)	○財産保管サービス 年額 3,000 円(生活保護受給者(世帯に属する人)は無料) ○金銭管理、生活支援サービス 1 回 1,000 円(月 4 回まで)(生活保護受給者(世帯に属する人)は無料) ※金銭管理サービスに伴う、振込手数料等は利用者負担です。 金銭管理サービスと生活支援サービスは、同時に行います

修正4

【意見の概要】（市民意見 2ページ No. 3）

今後は経済的に困窮する方に対しても「身近」な制度として活用できる体制づくりについて検討していただきたい。

【修正内容】

上記の意見を踏まえ、最終案22ページに、下記の既存事業について掲載いたします。

（3） 既存の事業（成年後見制度の利用促進）

弁護士、司法書士、権利擁護・市民後見センター「らいと」、北九州成年後見センター「みると」等の関係機関との連携を強化します。

また、成年後見制度（法定後見）においては、市内に居住する判断能力が不十分なために法定後見の利用が必要な認知症高齢者等で、2親等以内の親族による申立てを行うことができない場合等に、必要に応じて法定後見の市長申立手続きを実施します。